

地方税財源の充実・確保について

【担当省庁：内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、環境省、農林水産省、林野庁】

京都府 の担当課	総務部 財政課(075-414-4424) 税務課(075-414-4429) 自治振興課(075-414-4454) 政策企画部 戦略企画課(075-414-4341)
-------------	--

1 地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 地方創生の実現に向け、地方が安定的な財政運営を行えるよう、地方財政計画への歳出特別枠を実質的に堅持するなど、**地方交付税を含む地方一般財源の総額を確保**していただきたい。

<平成29年度 地方財政収支の仮試算（概算要求時）>

(歳出)	まち・ひと・しごと創生事業費	1兆円 (前年同額)
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2兆円 (前年同額)
(歳入)	地方交付税	15.9兆円 (対前年度△0.4兆円)
	臨時財政対策債	4.6兆円 (対前年度 0.5兆円)

- 地方交付税へのいわゆる**トップランナー方式**については、小規模団体や条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、**地方交付税の財源保障機能が損なわれないように**していただきたい。

また、**トップランナー方式の導入により捻出された財源や、消費税率10%への引上げ時に実施される法人住民税の交付税原資化に伴う偏在是正により生じた財源については、地方一般財源の不足額に対する確保策とすることなく、**

- ▶ 少子化対策や人材育成・雇用支援などの人づくり
 - ▶ 食・観光・福祉など他分野と連携した文化・スポーツ振興
 - ▶ 公共施設の老朽化対策や防災・減災対策の推進
- などの**新たな政策課題に対応するため、地方財政計画の歳出に必要額を計上**していただきたい。

■京都府の状況

○京都府では、基金等を活用して、これまで雇用創出事業や中小企業金融対策など、地域の雇用・経済対策を実施、また、地方創生交付金を活用し、市町村と連携したDMOによる地域活性化や移住・定住促進、少子化対策などを積極的に実施

○地方の安定的な財政運営には、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び重点課題対応分の地方財政計画の歳出への計上の継続・拡充など地方一般財源の総額を確保するとともに、歳出特別枠を堅持するなど、地方交付税の総額を確保することが必要

■京都府の社会保障費と地方交付税の状況

(単位：億円)

	H25	H26	H27	H28	H28-H25
社会保障費	1,247	1,317	1,441	1,502	255
地方交付税	1,739	1,748	1,716	1,771	32

■地方税の偏在是正に係る経過等

○消費税率8%、10%の段階において、地域間の偏在を是正するため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。不交付団体の水準超経費を削減し、地方財政計画の歳出に計上

- ① (消費税率8%段階) 都道府県分5.0%→3.2%、1.8%分を原資化
- ② (消費税率10%段階) 都道府県分3.2%→1.0%、2.2%分を原資化

○平成26年度与党税制改正大綱 (一部抜粋)

地方法人税 (仮称) を創設して、その税込全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源 (不交付団体の減収分) を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

● 今後、景気回復基調がさらに拡大し、**税収が増えることで国と地方の財源不足が解消されるような局面**となった場合においては、**既往の臨時財政対策債の残高を縮減させるなど、地方の財政健全化に活用**していただきたい。

● 地方財政においては巨額の財源不足が続いていることを踏まえ、**臨時財政対策債の発行を抑制し、地方交付税総額を確保するよう、地方交付税の法定率引上げなど抜本的な見直し**を行っていただきたい。

2 府民税・地方消費税に係る減収補填債制度の創設

国が策定する地方財政計画上の税収の見込額に比べ、地方の実際の税収が落ち込んだ場合に生じる乖離額については、**減収補填債で穴埋めする制度があるが、対象となる税目が限定されている。**

府民税（配当割・株式等譲渡所得割）や地方消費税は、その対象から除外されているものの、地方財政計画で想定していなかった落ち込みが生じた場合は単年度収支に大きな影響を与えるものとなっている。

従って、**府民税（配当割・株式等譲渡所得割）や地方消費税についても、減収補填債制度を創設**していただきたい。

特に地方消費税に係る減収補填制度については、**同税が清算基準の見直しや税率の引き上げなど、税収額が大きく変わる変革期にあるため、地方の財政運営に影響を与えないよう、時限的な対応など何らかの措置を講じて**いただきたい。

■京都府の臨時財政対策債の状況

○京都府の府債残高に占める臨時財政対策債の割合は約4割に達している状況

(単位：億円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H24
臨時財政対策債	5,608 (30.5%)	6,302 (32.8%)	6,981 (34.6%)	7,442 (35.8%)	7,805 (36.5%)	2,197 (6.0%)
その他	12,765 (69.5%)	12,934 (67.2%)	13,182 (65.4%)	13,322 (64.2%)	13,584 (63.5%)	819 (▲6.0%)
合計	18,373 (100.0%)	19,236 (100.0%)	20,163 (100.0%)	20,764 (100.0%)	21,389 (100.0%)	3,016 (0%)

■地方財政の臨時財政対策債残高（出典 地方経済白書）

(単位：億円)

	H25	H26	H27
臨時財政対策債	449,647 (30.8%)	484,840 (33.2%)	506,667 (34.8%)
その他	1,009,524 (69.2%)	975,001 (66.8%)	948,476 (65.2%)
合計	1,459,171 (100.0%)	1,459,841 (100.0%)	1,455,143 (100.0%)

■地方消費税等歳入の状況

○普通交付税における基準財政収入額は、地方財政計画をもとに算定されるため、減収補填債制度がない場合、地方財政計画上の税収見込額と実際の収入との乖離が大きくなると、直接、地方団体の単年度収支に大きな支障を与える。

①道府県民税（配当割）

(単位：億円)

年度	地財計画 見込額	当該年度 決算(見込)額	決算(見込)額 一見積額
28年度	2,595	1,282	▲1,313
27年度	1,340	1,898	558
26年度	1,344	2,431	1,087

(単位：億円)

	京都府減収 補填見込額
H28	▲13
H27	－(6)
H26	－(11)
H25	－(5)
H24	－(1)

②道府県民税（株式等譲渡所得割）

(単位：億円)

年度	地財計画 見込額	当該年度 決算(見込)額	決算(見込)額 一見積額
28年度	1,897	765	▲1,132
27年度	703	1,887	1,184
26年度	230	1,421	1,191

(単位：億円)

	京都府減収 補填見込額
H28	▲11
H27	－(11)
H26	－(11)
H25	－(18)
H24	0

③地方消費税

(単位：億円)

年度	地財計画 見込額	当該年度 決算(見込)額	決算(見込)額 一見積額
28年度	48,529	47,028	▲1,501
27年度	45,568	49,742	4,174
26年度	30,043	31,064	1,021

(単位：億円)

	京都府減収 補填見込額
H28	▲15
H27	－(27)
H26	－(2)
H25	▲8
H24	▲12

■減収補填債制度のある税目

府民税（法人税割、利子割）、事業税（法人）、地方法人特別譲与税

3 社会保障財源の国の責任での確保等

- **消費税率引上げの平成31年10月への再延期に伴い、介護や子育て支援などの社会保障施策の住民への提供に支障が生じないように、国の責任において必要な社会保障財源を確保していただきたい。**

また、地方財政計画においては、社会保障費の増加分を公債費の縮減により補うことで、地方一般財源総額を同水準で維持している実態があるが、地域間の交流基盤の整備や災害に備えた安心・安全な社会インフラの整備等により、**大きく伸びる社会保障費を公債費の縮減で吸収することが困難な状況**もあることから、例えば、**この低金利情勢に鑑み、高利子で返済を続けている地方債の政府資金分について、補償金免除繰上償還などの公債費負担軽減措置**を講じていただきたい。

- 平成30年春に迫った国保の都道府県単位化については、各都道府県が設置する財政安定化基金が新制度の円滑な実施を支えるとともに、財政基盤の強化を図る上で重要な役割を担うものである。

従って、平成32年度末までに必要な積み増しを行うとして**先送りされた300億円について、社会保障制度改革推進本部決定事項を国の責任において確実に実行されたい。**

■消費税率引上げ再延期の場合の京都府の影響額（試算）

- 地方消費税だけでも約180億円の減収

■京都府の社会保障費と公債費の状況

- 平成29年度地方財政計画においては、社会保障費が増加（0.8兆円）する一方、公債費が縮減（△0.2兆円）することで、全体として一般財源総額の微増（0.04兆円（水準超経費除き））

（社会保障費の決算推移）

（単位：億円）

年度	25	26	27	28
社会保障費	1,247	1,317	1,441	1,502
対前年増減額	58	70	124	61
対前年伸び率	104.9%	105.6%	109.1%	104.2%

（補償金免除繰上償還効果額（年利4.0%以上から0.01%に借換えた場合の試算）

（単位：百万円）

借入先	H28末残高	利払残額	借換後利子	効果額
財政融資	3,873	643	3	△ 640
地方公共団体金融機構	1,915	234	0	△ 234
簡易保険局	125	9	0	△ 9
合計	5,913	886	3	△ 883

■概算要求

- ▶ 国民健康保険制度の改革（都道府県単位化）と併せて実施される財政調整機能の強化や保険者努力支援制度の実施等のために必要な経費を確保

■国の先送りの動き

- ▶ 平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部決定
「財政安定化基金については、平成32年度末までに、必要な積み増しを行い、2,000億円規模を確保する。」

■国保財政安定化基金の積み増し状況

年度	国(億円)	府(百万円)
27	200	391
28	400	791
29	1,100	2,176
計	1,700	3,358
必要額	2,000	3,952
差額	▲300	▲594

4 安定的な地方税体系の構築

● ゴルフ場利用税については、過疎・中山間地域の市町村等にとって貴重な自主財源であり、地方創生を推進する観点からも現行制度を堅持していただきたい。

● 森林環境税(仮称)等の新しい税制の検討に当たっては、都道府県の役割分担の明確化とこれに対応する税財源を確保するとともに、都道府県を中心に独自課税している森林環境税への影響が生じないようにしっかりと地方と調整していただきたい。

5 過疎対策事業債の所要額の確保

● 本府の過疎市町の財政基盤は特に脆弱であり、生活基盤の安定に不可欠な過疎対策事業債の所要額を確保していただきたい。

■ゴルフ場利用税交付金の状況

	ゴルフ場 利用税交 付金	地方税	地方税に対するゴル フ場利用税交付金の 割合	(参考) 人口等	H17→27 人口減少 (%)
笠置町	42百万円	158百万円	26.5% (全国1位)	1,369人 (過疎地域)	-27.1
南山城村	65百万円	309百万円	21.0% (全国2位)	2,652人 (辺地)	-23.5

※平成27年度決算

○国の議論状況

- ・東京五輪の開催に向けて、文部科学省や業界団体から廃止要望あり
- ・平成29年度の与党税制改正大綱(28.12.8)における検討事項「今後長期的に検討する」
- ・総務省は、担税力ある受益者による負担の観点から、今後とも堅持の方針

■森林・水源環境保全を目的とした超過課税の状況

○37府県で実施

○京都府の状況

- ・平成28年度課税から、年額600円を個人府民税均等割に超過課税
- ・年間税収額約6.8億円。全額を基金で管理
- ・対象施策を条例に規定

森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について府民の理解を深めることにより、これらの森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費の財源

○国の議論状況

- ・平成29年度与党税制改正大綱(28.12.8)における検討事項「地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」
- ・平成29年4月から「森林吸収源対策税制に関する検討会」を立ち上げ、検討中(総務省(地財審委員+地方からは全国知事会・市長会・町村会から委員各1名)森林環境税(仮称)の基本的な制度設計について、29年9月頃中間とりまとめ、同年秋頃最終とりまとめを目指して検討が進められている。

■【過疎市町の財政力指数】

府内過疎市町の財政力指数の平均0.31(全国市町村の平均0.50) (H27決算)

■府内市町過疎債要望状況

	地方債計画	府内市町要望額	備考
平成27年度	3,600億円	5,308.8百万円	
平成28年度	4,200億円	6,075.1百万円	
平成29年度	4,500億円	6,933.6百万円	1次要望

6 地方創生推進交付金に係る制度改善

地方創生については、2年目となる地方創生推進交付金により支援いただき、様々な先進的な事業が蓄積されてきたが、28年度は約350億円の予算執行残が発生している。

少子高齢化や人口減少等の課題に直面している地方自らが必要と考える取組が十分に実施できるよう制度改善をお願いしたい。

〔採択方法に係る制度改善について〕

- 全ての申請事業は、各地方自治体がそれぞれ直面する課題解決に向けて創意工夫し、地方議会の議決を経て予算計上しているものであり、不採択となった場合は、一般財源での補填を余儀なくされるものである。

現在、事業採択に当たり不採択理由が開示されず、弁明や補足説明の機会を与えられないため、地方自治体にとって不採択のリスクが高い状況となっている。

事業採択においては、不採択理由を明示するとともに、地方自治体が弁明や補足説明できる機会を付与するなど、制度改善 いただきたい。

〔地方負担分に係る地方財政措置の見直し〕

- 地方創生推進交付金（補助率1/2）の地方負担分については、地方財政措置が講じられているが、交付金の活用が増えることで不利にならないよう適正な財政措置を講じていただきたい。

■国予算の執行残（地方創生推進交付金）

- ▶ 平成28年度 国予算1,000億円 交付653億円 執行残347億円
* 地方からの申請の約300億円が不採択
- ▶ 平成29年度 国予算1,000億円（@繰越347億円）交付923億円 執行残424億円
* 第2回募集終了時点

■京都府の申請で不採択となったもの（主なもの）

- ▶ 平成29年度から府単独で実施する奨学金返済負担軽減を設ける中小企業への助成
- ▶ 全国に先駆けて実施している京都ジョブパーク事業
* 不採択の理由は開示されず

■京都府の地方創生推進交付金に係る交付税措置状況（平成28年度）

- ▶ 交付税算入方法が、「頑張ってる団体」が不利となるような構造にある

総事業費	交付金	一般財源	＞	交付税算入	半分程度しか算入されない
2,250百万円	1,125百万円	1,125百万円		551百万円	